

移動等円滑化取組計画書

2024年6月25日

住 所	大阪市阿倍野区松崎町 2-2-25 阿倍野松崎町 NK ビル 2 階
事業者名	西日本ジェイアールバス株式会社
代表者名（役職名及び氏名）	代表取締役社長 北野 眞
住 所	大阪市阿倍野区松崎町 2-2-25

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

(1) 乗合バス車両整備に関する事項

- ・当社が保有する乗合バス車両（一般路線）においては、2023年度末時点でのノンステップバス導入率は、88%となっている。ワンステップバス12%と合わせると、バリアフリー車両率は100%となり、引き続きこの割合を維持していく予定である。
- ・当社が保有する高速バス車両においては、バリアフリー車両であるダブルデッカーバスの置き換えはダブルデッカーバスとすることとしており、導入率10%程度を維持しつつ車両更新を進めていく予定である。

(2) 旅客支援、情報提供、教育訓練等に関する事項

- ・サービス介助士資格の取得率については、引き続き60%以上を維持していく。
- ・大阪駅 JR 高速バスターミナル内での案内放送はバス発車案内が主であり、トイレ、待合室等の位置情報の案内を含め、バリアフリー車両および車イスでのご利用方について当社ホームページ等で幅広く情報を提供する。
- ・スムーズな対応を行なうため、教育の充実化を図る。

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
・ノンステップバス ・ダブルデッカーバス	・ノンステップバス 購入計画なし ・ダブルデッカーバス 購入計画なし

② 旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
教育の充実	・サービス介助士資格の取得を促進していくことでお客様が円滑にご利用できる介助にむけて、社員への教育を充実する。 ・バリアフリー車両へのスムーズな車椅子移動の教育を充実する。

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
案内の充実 乗降時の介助	・大阪駅 JR 高速バスターミナル内にサービス介助士が常駐していることを案内するステッカーを提示し、お客様の円滑で安全な乗降に必要なお手伝いを実施する。 ・障害者の方に対し、大阪駅 JR 高速バスターミナル内では車いすを1台設置しており、引き続き必要に応じて対応できるようにしていく。

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
案内方法の充実	大阪駅 JR 高速バスターミナル内にサービス介助士が常駐していること、車椅子をご用意していることなど当社ホームページにてご案内する。

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
運転士の技術向上	・定期的な教育訓練の中で、乗務員へのバリアフリー教育を引き続き実施する。 ・車椅子の取り扱い及び介助に伴う教育訓練を実施する。

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての旅客施設及び車両等の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
広報活動	当社ホームページにて車椅子ご利用方法を提示している。

Ⅲ 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

・ 本社営業統括部をバリアフリーの主管部として推進体制を構築する。

IV 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設及び車両等又は対策	変更内容	理由
教育の充実 運転士の技術向上 運転士の技術向上	<ul style="list-style-type: none"> ・バリアフリー車両へのスムーズな車椅子移動の教育を充実する。(追加) ・毎年開催する運転競技会において、障害者の方の乗降支援を競技メニューの一つとする。(削除) ・車椅子の取り扱い及び介助に伴う教育訓練を実施する。(追加) 	教育を充実するため 不開催のため 円滑な介助を向上するため

V 計画書の公表方法

当社ホームページにて公表する。

VI その他計画に関連する事項

--

- 注1 IVには、IIについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。
- 2 Vには、本計画書の公表方法（インターネットの利用等）について記入すること。
- 3 VIには、IIの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。